

国道1号東小磯電線共同溝PFI事業 有識者等委員会 開催経緯及び議事概要

<目次>

| | | |
|-----|---------------------------|---|
| 第1回 | 国道1号東小磯電線共同溝PFI事業 有識者等委員会 | 1 |
| 第2回 | 国道1号東小磯電線共同溝PFI事業 有識者等委員会 | 4 |
| 第3回 | 国道1号東小磯電線共同溝PFI事業 有識者等委員会 | 7 |

注1：本議事概要では、各委員からの発言は全て“委員”で表記しています。

注2：審査における公平性確保の観点から、応募グループの実名称は伏せて審査をしました。

注3：事業提案の評価の優位性に係る部分は、非公開としています。

注4：第3回有識者等委員会において、提案内容に関するヒアリングを実施しましたが、応募グループの固有のノウハウが多く含まれている為、ヒアリングの内容及び質疑応答、応募グループのノウハウに係る部分は非公開としています。

注5：応募グループの固有のノウハウ保護等の観点から、本議事概要に関するご質問にはお答えできません。

国道1号東小磯電線共同溝PFI事業 有識者等委員会（第1回）議事概要

日時 令和元年6月13日（木） 10時00分～12時00分

議事

1. 有識者等委員会について
2. 事業の概要について
3. 実施方針（案）について
4. 要求水準書（案）について
5. 特定事業の選定の考え方について [報告事項]
6. 事業者選定基準について [報告事項]
7. 今後のスケジュールについて

議事要旨

1：有識者等委員会について

- 事務局 国道1号東小磯電線共同溝PFI事業 有識者等委員会設置要領に関する資料を説明。小澤委員を委員長に選出。
- 委員 「5. 委員の除斥」に記載の「入札に関与」とは、「2. 調査審議事項」の「応募者から提出された応募書類の審査及び評価」は含まないか。
- 事務局 契約課へ確認する。（確認結果：「入札に関与」の入札とは応募者が行う行為。提出された応募書類の審査は「入札に関与」には含まない。）
- 委員 委員長が不在の場合の委員長代理は任命しないのか。
- 事務局 横浜国道事務所管内の事業であることから、勝地委員を委員長代理に選出。

2：事業の概要について

- 事務局 国道1号東小磯電線共同溝PFI事業に関する資料を説明。
- 委員 「【包括③】早期の合意形成を行い、円滑に事業を推進」の問題とは何か。
- 事務局 設計段階で地上機器の設置位置を確定せずに図面を工事へ引渡すことがあり、工事施工中に問題が発生する事がある。引込管や連系管についても同様である。
- 委員 事業概要の事業期間は令和元年度から16年度だが、「引渡しを受けてから8年間」とあり、全体の事業期間が変わるのか。
- 委員 契約書上は早期完了できると記載するが、国債の設定は引渡しの段階で変更されると考えてよいか。
- 事務局 国債を変える時期は引渡しの1年前に決めるので、現時点では全体の事業期間は変えない。
- 委員 発注者のメリットはあるが、事業者のメリットがない。有料道路の場合は、早期完成により収入が増えるメリットがある。
- 事務局 事業を早く終了できることが事業者のメリットであると考えられる。
- 委員 工期短縮した場合のインセンティブは付けられないのか。

- 事務局 事業者選定基準において工期短縮提案の配点を大きくして、受注時のインセンティブを与える方法を考えている。
- 委員 工期短縮した場合、提案時と引渡し時のVFMを評価するのか。
- 事務局 評価しないが、VFMは算出する。
- 委員 工期短縮の提案には配点を大きくしているが、守れなかった場合にどうするかが問題である。
- 事務局 通常の事業であれば遅延金が発生する。また、提案期限よりさらに早く完成した場合どうするかは考えていない。

3：実施方針（案）について、4：要求水準書（案）について

- 事務局 実施方針（案）と要求水準書（案）に関する資料を説明。
- 委員 実施方針（案）の「SPCを設立しない」構成はよいが、SPCを設立した場合とSPCを設立しない場合ではモデルが変わる。本事業の場合、1社ではなく従来と同じように複数の下請けがでてくる。代表企業1社が契約してマネジメントするが、工事は地場企業にやらせるので地場企業の名前は出さないパターンであれば、地場企業が倒産しても契約不履行にならない。SPCの場合、契約者はSPCなので、当初の地場企業が倒産しても関係ない。問題は今回の場合、どのレベルの業者がでてくるかで、仲間内で集まって応募したが、景気の変動により倒産したら、契約を切ることになる。そのような問題の処理を考えないといけない。普通は契約変更を認めないので、そこをどうとるか。なぜSPCを作らせたかという、誰でも入れるというのが事業モデルの基本だからである。
- 事務局 応募企業または応募グループと記述しており、この部分を明確にするためJVを組むタイプを示すことを考えている。
- 委員 設計業務にはCIMを入れないのか。
- 事務局 CIM試行業務を追加する。
- 委員 要求水準書（案）の「情報共有システムの活用」は、設計業務でも使えるのか。
- 事務局 情報共有システムは工事専用になっている。
- 委員 昼間と夜間の時間帯を示すこと。
- 事務局 時間帯を示す。
- 委員 下り線の歩道改良の記載はどこか。
- 事務局 4. 業務内容の設計条件に記載している。

5. 特定事業の選定の考え方について、6. 事業者選定基準について

- 事務局 特定事業の選定の考え方と事業者選定基準に関する資料を説明。
- 委員 SPCの設立条件ではないため、SPCを設立しない場合は、SPC経費は不要でEIRRも出せない。VFMは、SPCを設立する場合とSPCを設立しない場合の両方を示した方がよい。
- 事務局 SPCを設立する場合の方がVFM算出の条件が厳しいため、この条件でVFMが

出ればSPCを設立しない場合でもVFMが出る。よって、SPCを設立することとする。なお、参考としてSPCを設立しない場合を算出する。

- 委員 事業者選定基準に価格点の説明がなかった。
- 事務局 次回、説明する。

7. 今後のスケジュールについて

- 事務局 今後のスケジュールに関する資料を説明。
- 委員 (意見は特になし)

以上

国道1号東小磯電線共同溝PFI事業 有識者等委員会（第2回）議事概要

日時 令和元年7月9日（木） 10時00分～12時20分

議事

1. 特定事業の選定について
2. 事業者選定基準及び内容点審議の方法について
3. 特定事業の選定の公表資料について [報告事項]

議事要旨

1. 特定事業の選定について

- 事務局 特定事業の選定について説明。
- 委員 公租公課について、令和元年10月1日より地方法人特別税は廃止される。法人事業税に還元されるため、実効税率は変化しないものの、地方法人特別税を使うことは如何なものか。
- 委員 VFMは同一費目を比較することで判断する必要がある。PFI方式の施設整備費の細目に割賦元本と割賦金利があるが、割賦元本には施設整備期間中の短期借入金利が含まれている。本来は、施設整備費と施設整備期間中の短期借入金利、国が支払う割賦金利の3つの細目に分けて、施設整備費を従来型方式とPFI方式で比較する必要がある。維持管理費についても同様に、従来型方式とPFI方式とを横並びに比較できるように費目を訂正することが適切である。
- 委員 SPCは契約後速やかに設立されるため、SPCの設立費は令和元年度に計上される。しかし、設立費と金利は原価にならないため、損益計算書で費用として計上される損金である。令和元年度から計上されていないのか。
- 事務局 設立費を一時金として計上すべきという理解でよろしいか。
- 委員 そのとおり。少なくとも、SPCの設立費が売上原価に計上されることはあり得ない。設立費は令和元年度に計上されて、それ以降定額が計上されるという理解でよいか。
- 事務局 そのとおり。
- 委員 本事業も分割発注を束ねる事業と理解している。
- 事務局 本事業は従来型であれば5本の工事として分割発注する業務をPFI事業とした。本事業の規模延長は、安来地区電線共同溝PFI事業の半分である。本事業対象は施工時に片側交互通行になるため、従来型であれば同時期の発注ができないという特殊性もある。
- 委員 特定事業の選定時には、VFMは公表されるか。
- 事務局 特定事業選定時に公表する資料案であり、VFMは公表される。

2. 事業者選定基準及び内容点審議の方法について

- 委員 評価の視点は公表されるか。
- 事務局 公表する。
- 委員 どのように提案を記載してもらうかによって評価方法が変わる。提案を記載する様式はどのようなものか。
- 事務局 それぞれの評価の視点に対して、様式を書いてもらう。

- 委員 事務局として、事業者がSPCを設立することを望んでいるか。
- 事務局 SPCの設立は事業者の自由とする。
- 委員 SPCを設立するか否かは、評価分類「事業実施方針・体制」で記載させるということか。
- 事務局 そのとおり。
- 委員 積算について、公共の標準案を公表するのか。コスト縮減の証明には、積算の根拠が必要である。施工計画や手順が分かる資料は公表されるか。
- 事務局 数量が分かる見積参考資料を公表する。
- 委員 価格に含まれる要素は複数あるが、全体入札価格で点数をつけることでよいか。要素で価格の評価を分けるようなことはできないのか。
- 事務局 契約は総価で行うため、その内訳を評価することは不可能と思われる。
- 委員 工事費は変更される可能性が高いという理解でよいか。
- 事務局 そのとおり。そのため、価格点の影響が小さい加算方式を採用した。
- 委員 入札金額で評価して問題ないか。例えば、工事費の代表的な工種内訳単価は設計変更により変更できない、とすることは可能か。
- 事務局 総価契約単価合意方式に準じた考え方であるため、条件が変わらなければ単価は変わらない。
- 委員 どういう方式で合意しているかが見えない。提案方法によって、大きく変更するものと、そうでないものがあるという仕組みという理解でよろしいか。
- 事務局 そのとおり。それは従来の工事でもあり得る話である。総価に対する見積もりの内訳書を提出してもらい合意をして、それに基づいて設計変更を行う。
- 委員 本事業では、設計変更が想定されるため内訳書を提出してもらうが、その金額は契約に縛られるか。
- 事務局 設計変更の約束ごとを入札説明書に記載する。
- 委員 それによって価格の提示の仕方が変わる。
- 事務局 現状、工事（調整マネジメントは除く）に関してのみ総価契約単価合意方式に準じることとしている。
- 委員 技術評価の合議による方式についての意見無し（了承）。

3. 特定事業の選定の公表資料について

○事務局 特定事業の選定の公表資料を説明。

○委員 公表資料について了承

以上

国道1号東小磯電線共同溝PFI事業 有識者等委員会（第3回）議事概要

日時 令和2年1月15日（水） 14時50分～18時30分

議事

1. 応募事業者二次ヒアリング
 - (1) C者ヒアリング
 - (2) D者ヒアリング

2. 評価
 - (1) 事業者提案の審査及び評価
 - (2) 事業者提案の審査講評のまとめ

以上